

前橋市社会福祉協議会 生活支援団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市社会福祉協議会(以下、「市社協」という)が、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域社会において住民同士の支え合いによる生活支援サービスを行う団体の設立等に対し、赤い羽根共同募金を原資として行う生活支援団体助成金(以下、「助成金」という)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体(以下、「対象団体」という)は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 前橋市内を活動拠点としている非営利活動団体またはNPO法人(専ら収益事業を行うことを目的とする団体を除く)で、次の生活支援サービスを行う団体
 - ①家事援助
住居の掃除手伝い、炊事の手伝い、洗濯の手伝い、買い物等
 - ②介護支援
外出介助、通院、買い物等への付き添い等
 - ③その他の支援活動
生活や身上に関する相談・助言、行政機関への書類提出、薬局への薬とり、手紙の代筆等
- (2) 団体が未成熟なため、他の助成金の申請が難しい団体

(対象経費)

第3条 助成の範囲は、次の各号に掲げるもので、市社協の他の助成の対象となっていない事業を行うために必要とする経費とする。

- (1) 団体設立のために必要な準備経費
- (2) 設立直後、事業を継続するための経費
但し、次に掲げる経費は除く。
 - ①会員同士の親睦のみを目的とした活動経費
 - ②職員の入件費
 - ③その他、市社協会長(以下「会長」という)が対象外とする経費

(助成金額)

第4条 助成金の金額は次のとおりとする。

- (1) 助成金額は1団体50,000円を上限とする。
- (2) 助成金の交付は、1団体につき1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 この助成金の交付を受けようとする団体は、交付申請書兼請求書(様式1)に必要事項を記入のうえ、事業計画書又は事業内容がわかる書類を添付し、会長に申請するものとする。

(助成金の決定及び交付)

第6条 会長は、申請者から前条に定める助成金の申請があった場合には、助成の可否を決定のうえ、その結果を交付決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、当該助成年度終了後1ヵ月以内に、実績報告書(様式3)を会長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金に必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年 8月24日から施行する。